

地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議(第8回)

地域運営組織のあり方について

2016年10月4日 岩崎 恭典(四日市大学学長)

1. 時代の峠に立ち会ってしまった我々の責務

- ・ 2つの震災の間の人口ピーク
 - ・ 1995年 阪神・淡路大震災 → 「なんでも公頼み」の危険性の露呈 → 市民のボランティア活動の高まり、企業の社会的責任の認識の高まり → NPO法、地域社会への注目(面識社会の必要性への認識の高まり)
 - ・ 2011年 東日本大震災 → 自治体まるごとの移住、日本国民挙げての息長い復興支援、原発依存の見直し → 個人の生き方の問い直し → グリーン・環境・福祉等の新産業の創出可能性、住民の新しい絆づくり → NPOに対する寄付税制等 → ???
- ・ 国勢調査結果(予測)から
 - ・ 1995年国勢調査結果 生産年齢(15歳～64歳)人口のピーク
 - ・ 2005年国勢調査結果 日本人人口 1億2535万8854人(対2000年比0.3%減)
65歳以上人口 21.0% 世界最高
 - ・ 2010年国勢調査結果 外国籍住民を含む総人口としてピーク
 - ・ 2015年国勢調査結果(予測) 高齢化率26.1%(速報値)、世帯数がピークを迎えたか?
→ 世帯主を構成員とする自治会・町内会は、地域の老人クラブの現状から、いよいよ、本格的に衰退していく時代を迎える
- ・ 2060年人口1億人(高齢化率35.3%から27%程度に低下)の社会(「まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」が目指す将来の方向)を実現するために今、必要なこと
 - ・ 増分主義(増えていく税収をどう分捕るか)からの脱却 長く続いた人口増(税収増)の時代に、住民は、市町村にサービスの提供を求め、市町村も応えてきた。市町村は、都道府県に、都道府県は国に、それぞれ支援を要請 この長く続いた増分主義からの脱却のために
 - ・ 1995年の国勢調査結果が明確に示した将来に向かって、例えば、所得税中心から消費税への転換に代表される、増分主義からの脱却過程のはじまり 残念ながら、「失われた20年」といわれるが、「産みの苦しみ」と捉えたい。例えば、
 - ・ 分権改革 「地域住民の自己決定権の拡充」「国・地方の対等・協力」
 - ・ 市町村合併 人口減少社会への条件整備の一環
 - ・ しかし、肝心の住民の意識は、さほど変わっていない。
「いずれ、自治体が、国がなんとかしてくれるはず、これまでもそうだった」
 - ・ 減分主義(増えていく負担をどう分担するか)の制度設計と実現に向けて一歩でも

進めることは、たまたま、人口のピークを現役世代として立ち会ってしまった我々の責務

- ・今年 20 歳の世代は、2060 年には、64 歳である。出生率増加を期待され、負担を担うことを期待されている世代の彼・彼女のために、我々は、今の仕組みを変えていかなければならない、すぐに変えられなくとも、すくなくとも、その端緒は作りた

2. 減分主義の時代の自治体と住民の関係 住民の意識を変えるために

- ・増分主義の時代に浸透した「公＝官」の見直し

もともと、「公」はみんなで作っていったもの

小さな地域からより、広い地域へと展開

- ・「公＝官」の因数分解

狭域有効業務と広域効率業務

例えば、ゴミの徹底した分別によるリサイクル 狭域有効業務

ガス化溶融炉導入による焼却処理 広域効率業務

グループホーム、日常生活支援 狭域有効業務

介護保険制度の維持 広域効率業務

今後は、地域包括ケアシステムにおける介護予防や総合事業 狭域有効業務

地域包括ケアシステムにおける在宅医療や特養の整備 広域効率業務

コミュニティスクールにおける教育活動支援 狭域有効業務

コミュニティスクールにおける教科教育、教材開発 広域効率業務

- ・これらから、広域効率業務は、本来的に官が担うセーフティネット

狭域有効業務は、① かつて住民がやっていた、

それだけに、② 協働あるいは住民にお返しできる可能性があり、

しかも、③ コミュニティビジネスにつながる可能性がある

- ・進む人口減少・超高齢社会のなかで、セーフティネットとしての広域効率業務をこれから

官が支えてもらうことを条件に、狭域有効業務を、住民自らが担う仕組みが必要

➡新たな「公」の創造

- ・その範囲

冷静な将来動向を、身近に感じることができ、次世代の育成にも配慮できる「小学校区」程度が望ましい。

この範囲は、将来の「地獄絵」と「新たな『公』の創造による希望」をわかりやすく示すことができ、直接民主主義的な手法を試すことができる範囲でもある(直接民主主義の方が、間接民主主義よりも参加者の満足度は高い、この段階を経ることが最良の主権者教育でもある)。

- ・担い手

当面、2025 年頃までは、団塊の世代と M 字カーブの底上げに寄与できるお母さん。岩崎

の調査(1997年千葉県我孫子市、2001年四日市市、2008年三重県菰野町)では、団塊の世代の10~15%は、「地域での『小金を稼いで大きな生きがい』を得る事業」に意欲を示している。

2025年頃以降は、外から入る資金の域内循環を極力図りつつ、団塊の世代を引き継ぐ若者の雇用により、持続させることを目指すことが理想。

3. 将来を見据えた地域運営組織のあり方

- ・小学校区程度の範囲に住む住民、所在する企業、公共機関(小中学校等)を構成員として、
- ・5年後、10年後の冷静な人口予測と、そこから生じる様々な地域課題の析出、解決策を、「誰が何をいつまでに」という主語付の計画で、共有
- ・自治体に仕事をしてもらい代わりに、いつの間にか各課ごとに縦割りになってしまった地域の諸団体の融合と課題解決に向けたプロジェクトチームとしての再編を意図
- ・各プロジェクトチームは、持続可能な事業展開のために契約・物品購入のための法人格が必要
 - ➡ こうした展開を可能とする地域運営組織の法人格は、どう担保できるか?
 - ・企業や公共機関等を構成員とする法人格?
 - ・事業展開するプロジェクトチーム毎の法人格?
 - ・コントロールタワーとしての役割にふさわしい法人格は何か?
 - ・今後、人口減少に伴い、残念ながら、「地域の手じまい」を将来像として描いたとき、その過程では、自治体の関与は、段階に応じて増加する(行政主導の「地域の殿」と見込まれるが、最後は、自治体直営へと移行できるような法人格とはどのようなものがあるか?
 - ・大都市周辺地域では、激増する高齢者への多様なサービスを提供するにふさわしい法人格としてどのようなものがあるか?
- ・地域運営組織を立ち上げる際には、多くの場合、伝統的な地縁組織たる町内会・自治会がその切っ掛けを作ることとなる ← しかし、2015年国調は世帯数最高、以後減少となる可能性があることに注意！ 世帯主を構成員とする組織は、ますます弱体化する。また、事業継続のために「カネを稼ぐ」ことに対して、町内会・自治会は「地域での活動は無償」とする組織原理がある。

4. 先行自治体の取り組みの特徴—三重県内の場合

- ・市町村合併は手段、2030年・高齢化率35%でも生き残ることができるまちを—伊賀市の場合

「降りていく時代」の覚悟を市民に求める自治基本条例

その際の「共助」の仕組みとしての住民自治協議会

- ・伊賀市自治基本条例

(住民自治協議会の定義・要件)

第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。

- (1) 区域を定めていること。
- (2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。
- (3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。
- (4) 目的、名称、区域、事務所の所在地、会員(←構成員から変更)の資格、代表者及び会議などを明記した規約を定めていること。
- (5) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。

(住民自治協議会の役割と責務)

第 26 条の 2 住民自治協議会は、まちづくりに関する情報を会員相互に共有するとともに会員がまちづくりに参加しやすい環境を整備するように努めなければならない。

2 住民自治協議会が、前条第 1 項から第 4 項までの規定に基づく権能を行使する場合は、会員への情報提供及び情報収集を行いその協議過程を公表し、決定した内容を地域内で情報共有した上で行使しなければならない。

3 住民自治協議会は、第 28 条に規定する地域まちづくり計画を策定又は変更する場合は、会員が意見を述べる機会を設けなければならない。

4 住民自治協議会は、協議及び事業に関して、会員に対して説明責任を果たさなければならない。

※本条文 第 26 条の 2 は、自治基本条例の見直し過程で、審議会では、自由民自治協議会の代表者を中心に条文の必要性が叫ばれ、改正条例案として議会に提案したものの、議会の審議過程で「時期尚早」として削除されたもの。

・近隣自治体と相互作用 普及

名張市、伊賀市、松阪市、伊勢市、亀山市、鈴鹿市が基本条例、あるいは、自治組織条例を制定済。桑名市が検討中。

以 上